年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間、47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間及び 50 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、昭和 41 年 2 月から 43 年 1 月までは 4 万 2,000 円に、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月は 4 万 5,000 円に、同年 9 月から同年 12 月までは 4 万 8,000 円に、47 年 8 月及び同年 9 月は 10 万 4,000 円に、同年 10 月は 12 万 6,000 円に、同年 11 月及び同年 12 月は 11 万円に、48 年 1 月から同年 3 月までは 13 万 4,000 円に、50 年 1 月は 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和41年2月1日から55年7月1日まで 所持している給与支払明細書に記載されている給与月額とオンライン記録の標準報酬月額とが、相違しているので、記録を訂正してほしい。給与支払明細書を所持していない期間についても同じように誤りがあるものと考えている。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和41年2月1日から同年6月1日までの期間、同年 7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日 までの期間、42年2月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日 から同年11月1日までの期間、同年12月1日から43年2月1日までの期 間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8 月1日までの期間、同年9月1日から同年 12 月1日までの期間、47 年8 月1日から同年 10 月1日までの期間、48 年1月1日から同年4月1日ま での期間及び50年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額に ついては、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保 険料の控除額に見合う標準報酬月額から、47年 10月1日から 48年1月1 日までの標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている報酬 月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、41 年 2 月から同年 5 月までの 期間、同年7月、同年8月、同年10月、42年2月から同年8月までの期 間、同年10月、同年12月及び43年1月は4万2,000円に、同年4月及び 同年7月は4万5,000円に、同年9月から同年11月までは4万8,000円に、 47年8月及び同年9月は10万4,000円に、同年10月は12万6,000円に、 同年 11 月及び同年 12 月は 11 万円に、48 年 1 月から同年 3 月までは 13 万 4,000円に、50年1月は15万円に訂正することが必要である。

また、給与支払明細書が無い昭和41年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から42年2月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から44年1月1日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与支払明細書から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、41年6月、同年9月、同年11月から42年1月までの期間、同年9月及び同年11月は4万2,000円に、43年5月及び同年8月は4万5,000円に、同年12月は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが、申立期間において長期にわたり一致していない期間があることから、事業主は、上記訂正が必要な期間について、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち、昭和43年6月1日から同年7月1日までについては、給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、また、43年2月1日から同年4月1日までの期間、44年1月1日から47年8月1日までの期間、48年4月1日から50年1月1日までの期間、同年2月1日か

ら55年7月1日までの期間については、給与支払明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料の額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の額と同額であるか、または、それよりも低額であることから、これらの期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月1日から同年12月11日まで

亡き夫は、B役場を昭和40年6月24日に退職した後、時期は不明だがA社に就職して、44年1月14日まで勤務しており、この間の厚生年金保険の加入期間は42年12月11日から44年1月14日までとなっている。夫がいつ就職したか覚えていないが、42年2月分と記載されている給与明細書が見つかったので、年金記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する昭和42年2月分と記載された給与明細書から、申立人は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる上、同社の事業を承継したC社の元事業主の証言から、上記給与明細書に記載されている厚生年金保険料は、同年1月分の保険料であると推認できる。

また、申立人の妻は、申立人はA社に長い期間勤務しており、上記給与明細書と昭和43年6月分と記載された給与明細書が同じ様式であることから、少なくとも昭和42年1月から43年6月までは同社に継続して勤務していたと主張しているところ、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が昭和42年1月1日にA社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)がこれらの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、これらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①のうち、平成18年2月1日から同年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年10月1日までの標準報酬月額については、28万円に事後訂正が行われているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、この間の年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円となっている。しかし、申立人は上記期間について、その主張する標準報酬月額(26万円あるいは28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、この記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき、申立人の上記事業所における18年9月から19年8月までの標準報酬月額に係る記録を26万円に、同年9月の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②から⑩までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、この記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の上記事業所における標準賞与額に係る記録を、15年7月31日は20万円、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月1日から19年10月1日まで

② 平成15年7月31日

③ 平成15年12月25日

④ 平成16年7月31日

- ⑤ 平成16年12月25日
- ⑥ 平成17年7月31日
- ⑦ 平成17年12月25日
- ⑧ 平成18年7月31日
- 9 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成19年7月31日

平成 18 年 3 月から給与支給額が 27 万 6,000 円に昇給しているにもかかわらず、標準報酬月額が 22 万円のままになっているので記録を訂正してほしい。

また、平成 15 年夏期から 19 年夏期までについて、賞与の記録が無いので記録を追加してほしい

第3 委員会の判断の理由

1 特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成18年2月1日から同年9月1日までについて、 申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記 載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、18年2月から同年8月 までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬 月額を社会保険事務所(当時)に対し誤って届出を行い、また、上記期間 に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることか ら、これを履行していないと認められる。

3 オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成 18 年9月1日から 19 年 10 月1日までについて、申立人に係る標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていた。21 年 11 月 5日に事業主により標準報酬月額を 28 万円に訂正する届出が行われたが、上記期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅していたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の額(28 万円)ではなく、当初、記録されていた額(22 万円)となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、上記期間において、その主張する標準報酬月額(26 万円あるいは 28 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額に係る記録を 26 万円に、同年 9 月の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正すること

が必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月5日に、標準報酬月額を訂正する旨の届出を行っている上、厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

4 申立期間⑥、⑧及び⑩について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された保険料控除額から、平成17年7月31日及び18年7月31日は15万円、19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月5日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていること、また、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

5 申立期間②、③、④、⑤、⑦及び⑨について、事業所が提出した賞与支 払届、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申 立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事 業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、上記賞与支払届等から推認し、平成 15 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 25 日、16 年 7 月 31 日、同年 12 月 25 日及び 17 年 12 月 25 日は 15 万円、18 年 12 月 25 日は 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月5日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして届出を行っていること、また、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年6月から15年3月までは20万円に、同年4月から16年3月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成14年6月1日から16年4月1日まで ねんきん定期便をみると、平成14年6月1日から16年3月31日まで土 木工事の現場監督として働いていたA社における標準報酬月額の記録が、 給与支払明細書に記載されている総支給額や厚生年金保険料の控除額に見 合う標準報酬月額より低額であるため、年金記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間のうち、i) 平成 14 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回ることから、ii) 給与支払明細書等の資料が無い 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から15 年 1 月 1 日までの期間及び 16 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人の所持する上記i) の給与支払明細書に記載されてい

る社会保険料控除額及び総支給額はいずれも同額であり、申立期間を通じて申立人の業務内容、勤務時間等に変化は無く、厚生年金保険料控除額及び総支給額が改定される要因も見当たらない上、前後の月と同額であると考えられる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を上回ることから、iii)給与支払明細書等の資料が無い15年6月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から16年1月1日までの期間については、上記i)の給与支払明細書の社会保険料控除額及び平成15年分の所得証明書から推認される保険料控除額及び総支給額はいずれも同額であり、上記iiと同様に保険料控除額及び総支給額はいずれも同額であり、上記iiと同様に保険料控除額及び総支給額が改定される要因も見当たらない上、前後の月と同額であると考えられる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を上回ることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ14年6月から15年3月までは20万円に、同年4月から16年3月までは24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所の元取締役は不明としているが、社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額が、上記のとおり長期間にわたり給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と一致していないことから、事業主は給与支払明細書等に記載された厚生年金保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 44 年 12 月 24 日であると認められることから、資格の喪失日に係る記録を訂正し、昭和 44 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月20日から同年12月30日まで A社に昭和44年12月末頃まで勤務したにもかかわらず、同社における 厚生年金保険の被保険者資格を同年10月20日に喪失したこととなってい るので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業所別被保険者名簿から、申立人及び元従業員 (複数)が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の記録並びに同社が厚 生年金保険の適用事業所でなくなった日の記録が、昭和44年12月24日か ら同年10月20日に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録及び申立てに係る事業所の元役員の証言から、申立人が昭和 44 年 12 月 24 日まで同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、元従業員(複数)の雇用保険の記録及び上記元役員の証言から、申立てに係る事業所は昭和44年12月24日まで事業を継続していたことが推認でき、同事業所が同日まで厚生年金保険の適用事業所として要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所(当時)が上記訂正処理を行った合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記訂正処理に係る記録は有効なものとは 認められないことから、申立てに係る事業所の全喪年月日及び申立人の資格 喪失日は当初の記録のとおり昭和44年12月24日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録(昭和44年9月の標準報酬月額)から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年12月24日から同年12月30日までの期間については、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、上記の事業所別被保険者名簿及び雇用保険の記録からは、申立人が同事

業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立てに係る事業所の事業主(当時)は、上記期間において事業を 継続して行っていたか否かについて不明と回答している。

このほか、申立人の上記期間に係る勤務実態を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人の上記期間に係る厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から20年7月1日まで

② 平成15年7月28日

③ 平成15年12月26日

④ 平成16年7月26日

⑤ 平成16年12月27日

⑥ 平成17年7月26日

⑦ 平成17年12月26日

⑧ 平成18年7月26日

⑨ 平成18年12月26日

⑩ 平成19年7月26日

① 平成19年12月26日

A社から給与明細書を受け取っていないため総支給額及び厚生年金保険料の控除額は不明であるが、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額は口座に振り込まれていた手取り額を上回っていたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所に申立人に係る賃金台帳等の資料は無く、申立人に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立期間に係る給与所得金額等照会表(市町村発行)に記載されている社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料額と符合(平成15年)するか、または、それよりも低額(平成16年から20年まで)となっている。

さらに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月19日から20年7月1日まで

② 平成16年12月27日

③ 平成17年7月26日

④ 平成17年12月26日

⑤ 平成18年7月26日

⑥ 平成 18年12月26日

⑦ 平成19年7月26日

⑧ 平成19年12月26日

A社から給与明細書を受け取っていないため総支給額及び厚生年金保険料の控除額は不明であるが、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額は口座に振り込まれていた手取り額を上回っていたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所に申立人に 係る賃金台帳等の資料は無く、申立人に係る報酬額及び厚生年金保険料の控 除額を確認できない。

また、申立期間に係る課税証明書(市町村発行)に記載されている社会保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料額よりも低額となっている。

さらに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から41年4月1日まで

A社B支社に勤務していた期間に係る脱退手当金を支給されたことになっているが、当時、私は脱退手当金のことを知らず、受給した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(昭和41年4月1日)の前後各3年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性11人のうち、脱退手当金を受給した者は5人であり、そのうち4人が資格喪失日から75日以内に支給決定されている上、連絡先が確認できた従業員(当時)は、退職する際に事業所から脱退手当金の説明を受けた旨証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から36日後の昭和41年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという ほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月26日から41年8月25日まで

② 昭和41年9月9日から42年4月1日まで

③ 昭和42年5月20日から45年1月1日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっているが、自分で請求手続を行った記憶はなく、また、勤務していたA社が代理請求を行っていたとしても、退職後すぐに転居しており、転居先の住所を会社に知らせた記憶はないため、自分は脱退手当金を受け取っていないと思う。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印 がある上、社会保険事務所長(当時)の決裁印が押されているなど適正な裁 定手続が行われていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には、 脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、脱退手当金 計算書から、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の住所地の最寄りの金融 機関(支店)に昭和45年5月11日に送金されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、退職後に転居(同一市内)したため脱退 手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをう かがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月12日から41年7月20日まで

② 昭和41年7月1日から45年7月21日まで

A社を退職した後、脱退手当金を受給したこととなっているが、受給した記憶はないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印がある上、社会保険事務所長(当時)の決裁印が押されているなど適正な裁定手続が行われていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には 脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、脱退手当金 計算書から、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の住所地の最寄りの金融 機関(支店)に昭和46年3月30日に送金されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという ほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から28年2月1日まで

A県B市C地区のD氏が所有するE船に乗船していた期間のうち、申立期間の船員保険の被保険者記録が漏れているので、訂正してほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

運輸支局が保管する船舶原簿から、E船は、申立期間における船舶所有者がD氏であったことが確認でき、昭和27年10月から31年8月まで同船に乗船していた同僚が、申立人は既に乗船しており、下船した後も申立人は引き続き乗船していた旨証言していることから、乗船時期は特定できないが、申立人がE船において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、船員保険の船舶所有者名簿には、D氏の名前は見当たらない上、同氏は既に死亡しており、当時の船員保険の加入状況等は不明である。また、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和25年11月21日から27年9月1日まで 昭和25年11月21日から27年8月31日までA事業所で機材の調達など に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無 いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する証明書から、申立人は、申立期間において申立てに係る 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、昭和29年4月1日に健康保険のみの適用事業所となっており、厚生年金保険の適用事業所ではない上、同日に健康保険の被保険者資格を取得している従業員のうち連絡先の判明した者は、「A事業所に昭和27年10月から31年3月まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録は無く、この間は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と証言している。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立人が名前を記憶する同僚は連絡先が不明であり、申立期間における厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、申立てに係る事業所の事業を承継しているB事業所は、当時の資料が無いため申立人に係る申立期間の保険料控除の状況等については不明である旨回答している。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月19日から44年2月9日まで

② 昭和44年8月31日から同年9月11日まで

③ 昭和45年3月12日から46年7月14日まで

ねんきん特別便によると、A社B支社のほかに、C社、D社及びE社の3社で勤務した期間についても、脱退手当金が支給された記録となっていた。A社B支社については、退職後に脱退手当金を受給した記憶があるが、他の3社については、脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えもないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、支給日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立人に係る脱退手当金は、申立人が受給したと記憶しているA社B支社に勤務していた期間、申立期間①、②及び③の4つの被保険者期間を計算の基礎として、昭和47年7月18日に支給決定されており、未請求となっている期間は存在しない上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金を受給したと記憶している被保険者期間並びに申立期間①、②及び③が同一の記号番号で管理され、申立期間後に加入した厚生年金保険の被保険者期間については別の記号番号となっており、このことは、脱退手当金が支給されたために記号番号が異なったと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月13日から同年8月1日まで

② 昭和40年4月から41年5月1日まで

③ 昭和41年6月30日から同年7月1日まで

④ 昭和41年7月1日から同年11月1日まで

⑤ 昭和46年1月から同年6月12日まで

昭和39年3月22日から同年8月1日までA社(現在は、B社) C本店で販売と売掛金回収業務に従事していた。また、40年頃から41年6月末まではD社で保険の営業に、同年7月1日から同年11月1日まではE社で営業に従事していた。さらに、46年1月から同年6月12日までF社のG工場で整備作業に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によりA社C本店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は同期入社だったが、私以外の同期の者は短期間勤めてすぐに退職した。私の上司は申立人が退職した後に転勤してきた。」と証言している上、同人が名前を挙げた上司は、「厚生年金保険の加入記録は勤務期間と一致している。申立人とは面識がない。」と証言しており、申立人の勤務実態が確認できない。

また、B社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務期間に係る保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、戸籍の改製原附票によれば、申立人は、昭和 39 年 3 月 21 日に本籍地からA社C本店が所在する都道府県に、同年 5 月 18 日にA社C本店が所在する都道府県から本籍地に住所を移していることが確認でき、これは、A社における厚生年金保険の加入記録(昭和 39 年 3 月 22 日から同年 5 月 13 日まで)と符合する。

2 申立期間②及び③について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿に記録がある者(複数)の証言から、勤務期間は不明であるが、申立 人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった のは昭和41年5月1日であり、申立期間②は適用事業所ではない。

また、申立人の上記事業所における雇用保険の記録は確認できない上、同事業所は昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も居所不明であり、申立期間②及び③について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料控除の状況等について確認できない。

3 申立期間④について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に 記録がある者(複数)の証言から、勤務期間は不明であるが、申立人が同 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年12月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記事業所に昭和41年3月から勤務したとする者は、「採用当初は、事業所が厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。いつから加入したのか分からない。」と証言している。

さらに、上記事業所は既に解散しており、事業主(当時)の代理人は、「事業主(当時)は、なにも分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料控除の状況等について確認できない。

加えて、申立人の上記事業所における雇用保険の記録は確認できない。

4 申立期間⑤について、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に 記録がある者(複数)の証言から、勤務期間は不明であるが、申立人が同 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、上記事業所における雇用形態について「アルバイトだった。」としており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある者も、「申立人は臨時工だった。」と証言しており、申立人は正社員ではなかったと推認できる。

また、上記事業所が加入する企業年金基金に申立人の記録は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の記録は確認できない。

5 申立期間全てについて、申立人は給与明細書等の資料を所持していない 上、その同僚等からも、厚生年金保険料の控除に係る証言を得られず、申 立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されて いたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月頃から46年10月頃まで

申立期間について、A事業所に大工として勤務していた。当初は請負だったが、途中からは正社員になっていた覚えがある。この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は既に解散し、その事業主(当時)は既に死亡しており、申立人が名前を覚えている同僚も連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態等を確認できない。

また、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、当時の事業主の後の事業主であった者は、同事業所は厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、申立期間において、申立人に雇用保険の加入記録は無い上、申立人は、昭和55年6月30日に国民年金に加入し、36年4月から45年3月までの国民年金保険料を特例納付していることから、申立期間の厚生年金保険料は控除されていなかったと認識していたことがうかがえる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年8月1日まで

昭和38年3月21日から平成13年3月31日まで継続してA社(現在は、B社) C支社に勤務していたが、勤務期間中は、大幅に給与月額が下がった覚えはないにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が下がっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、B社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務期間に係る保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、申立てに係る事業所が加入する企業年金基金が記録する申立人の 申立期間中における標準給与月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月10日から同年10月14日まで

A社(現在は、B社)で友人と一緒に勤務した。友人には昭和 38 年1月 10 日から同年 11月 7日まで厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には記録が無いので年金事務所に申し出たところ、記録が1か月(昭和 38 年 10月 14日から同年 11月 11日まで)あることが判明した。しかし、同事業所に少なくとも 10 か月は勤務した記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元従業員である友人の証言から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の社会保険事務担当者は、「申立期間は、合併等により現在の会社となる以前のことであり、当時の関係資料が無く、申立てに係る届出、保険料控除、保険料納付、勤務形態及び給与支払方法については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。